

## 防衛施設における P F I 事業を含めた民間開放の中長期的計画

平成 20 年 12 月  
防衛省 PFI 推進チーム策定  
平成 21 年 3 月改定

計画年度	平成 21 年度～平成 30 年度
<p>P F I 導入を検討する個別の具体的事業については、今後、次期以降の中期的な防衛力整備計画の策定作業における検討などを踏まえ、選定する。</p> <p>選定した施設の建て替え等に際しては、P F I 導入の可否及び検討を「防衛施設における P F I 事業を含めた民間開放の指針」に従って行う。</p> <p>(参考)</p> <p>計画年度内に、耐用年数を迎える検討標準規模の施設（建物単体）は以下のとおり</p> <p style="text-align: center;">食厨（ 1 件）          教場（ 2 件）          庁舎（ 4 件）          病院（ 6 件）</p>	
計画年度	平成 31 年度以降
<p>P F I 導入を検討する個別の具体的事業は、引き続き、以降の中期的な防衛力整備計画の策定作業における検討などを踏まえ、選定する。</p> <p>選定した施設の建て替え等に際しては、P F I 導入の可否及び検討を「防衛施設における P F I 事業を含めた民間開放の指針」に従って行う。</p> <p>(参考)</p> <p>計画年度内に、耐用年数を迎える検討標準規模の施設（建物単体）は以下のとおり</p> <p style="text-align: center;">隊舎（ 20 件）          厚生施設（ 1 件）          病院（ 6 件） 食厨（ 5 件）          公務員宿舎（ 20 件）          資料館、広報館（ 6 件） 体育館（ 5 件）          図書館（ 1 件） プール（ 4 件）          庁舎（ 29 件）</p>	
共 通	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 P F I 事業については、検討標準規模以外の施設においても、運營業務の拡充、複合化、集約又は統合の計画を踏まえ、導入の可能性を検討していく。</li> <li>2 P F I 事業の契約期間を終了した施設について、引き続き、維持管理又は運営を対象として、P F I 導入の可能性を検討していく。</li> <li>3 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づき実施した P F I 事業に関する政策評価（事業評価、総合評価）の結果については、適宜、防衛施設における P F I 事業を含めた民間開放の指針、本計画又は爾後の P F I 事業の実施に反映させる。</li> <li>4 アウトソーシングについては、「防衛省行政効率化推進計画」等に基づき、積極的に取り組む。</li> <li>5 P F I 導入可能性調査の結果、P F I 導入による事業化が馴染まないと判断された施設についても、その事業の全部若しくは一部においてアウトソーシングの活用を努める。</li> <li>6 本計画は、将来の予算が担保されたものでなく、毎年予算編成において検討されるものである。</li> <li>7 本計画の内容については、検討を踏まえて必要に応じ見直しを行っていく。</li> </ol>	